

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>速度違反自動取締装置の点検業務</p> <p>交通違反の適正な取締りを担保するためには、違反取締用装置の点検等の検査を定期的を実施して、装置の測定精度を確保し、それを維持する必要があるため、[] 速度違反自動取締装置及び [] 速度違反自動取締装置の点検を民間の専門技術者により実施する。</p> <p>公判で、機器の正確性をメーカーが立証するには、メーカーが推奨する年1回の点検を実施する必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>速度違反自動取締装置は、精密機器であるため専門的な知識や技術を有する者でなければならず、[] は、当該装置の点検を行える東海地区唯一の事業者である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。